

委員会提出議案第3号

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年6月20日提出

提出者

教育民生委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 前田耕一様

別紙

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、国の内外で日々起きる広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く国民に提供することによって、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与しています。

民主主義の主役は国民であり、その国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。

しかし、今回の消費税増税によって、各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える基盤である新聞の購読をやめざるを得ない読者が増えることが懸念されます。そうなれば、国民のリテラシー（読み書き能力、教養や常識）や社会への関心の低下につながり、特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は、格差が拡大し、社会的不安を招く恐れがあります。

現在、消費税を導入している多くの国では、品物別の複数税率が導入されており、ドイツ、フランスなどでは新聞に軽減税率を適用しています。イギリス、ノルウェーなどでは、課税の対象から除外しています。そうした国では、新聞は知識や思考を深める文化財として認識され、「知識には課税しない」という考え方が定着しているからです。

今後も、国民がより少ない負担で、全国どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持していくことは、民主主義と文化の健全な発展に不可欠です。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 消費税増税に当って、新聞への軽減税率の適用を行うこと。

平成26年6月20日

三重県亀山市議会 議長 前田 耕一

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
総務大臣	新 藤 義 孝	様
財務大臣	麻 生 太 郎	様
衆議院議長	伊 吹 文 明	様
参議院議長	山 崎 正 昭	様